

子ども・子育て支援施策に関する国の動向と市の対応について

1 現行における府中市の子ども・子育て支援施策の推進状況について

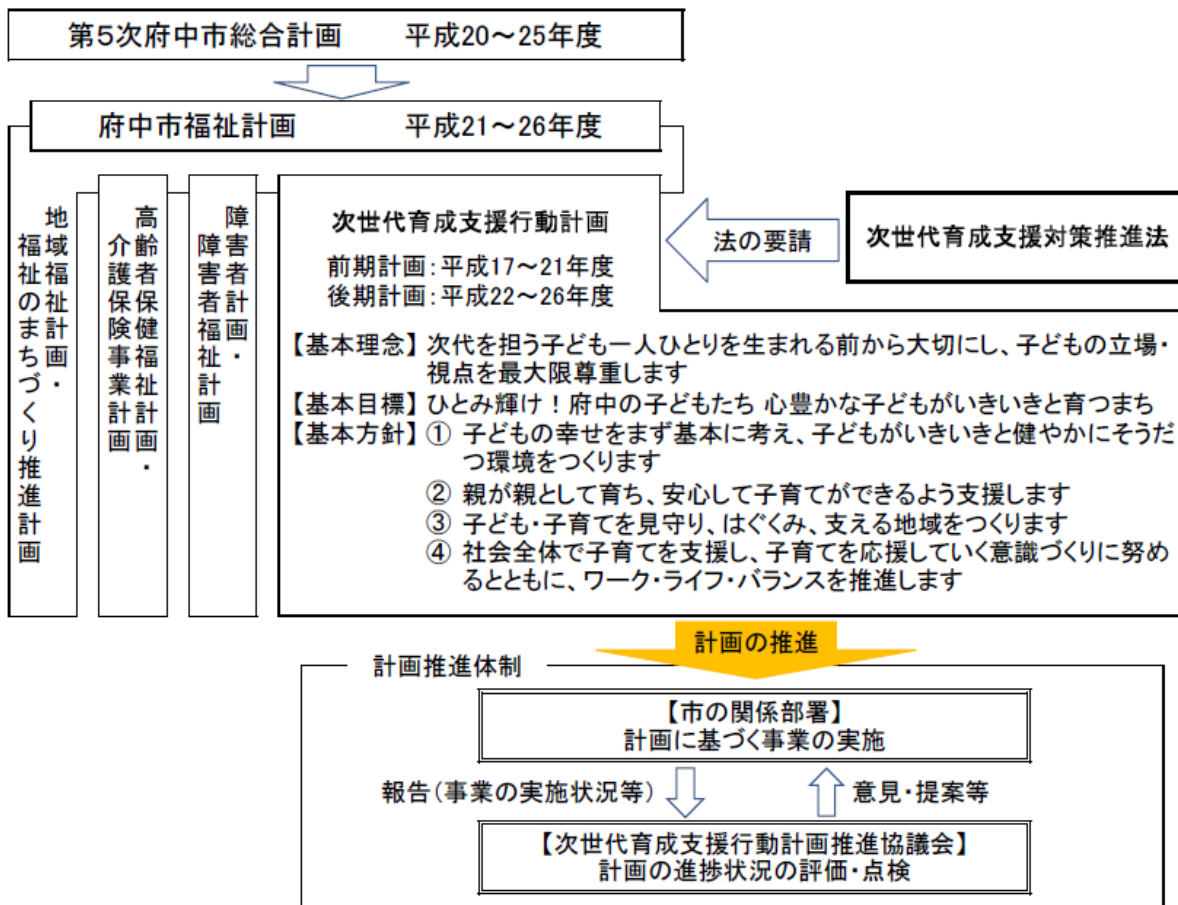
(1) 府中市次世代育成支援行動計画の概要

平成17年3月に、子ども・子育て支援施策の推進を総合的かつ計画的に進めるため、府中市総合計画に基づく個別分野計画として、「府中市次世代育成支援行動計画」を策定しました。当計画は、平成17年度を初年度として5年間で前期とし、その後5年間で後期とした10か年計画であり、関連計画等との整合を図りながら当計画に基づく施策展開を進めています。

なお、当計画の法的な位置づけとしては、次世代育成支援対策推進法に基づく府中市の「市町村行動計画」であるとともに、児童福祉法に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を含むものとして策定されています。

(2) 府中市次世代育成支援行動計画の推進体制

市民、学識経験者、関係機関、子育てにかかわる団体から選出された委員で構成する「府中市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「本協議会」といいます。）」を設置し、当計画の進捗状況を継続的に評価・点検するとともに、その結果を庁内の関係部署で情報共有しながら子育て支援策の推進を図っています。



2 子ども・子育て支援に関する新たな制度の創設

(1) 経過

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、公布されました。

【子ども・子育て関連3法】

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

この3法の施行日について、国は平成27年度施行と想定していますが、新制度の施行準備に向け、既に本年4月には法の一部が施行されるとともに、各自治体においても順次対応が求められています。

(2) 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

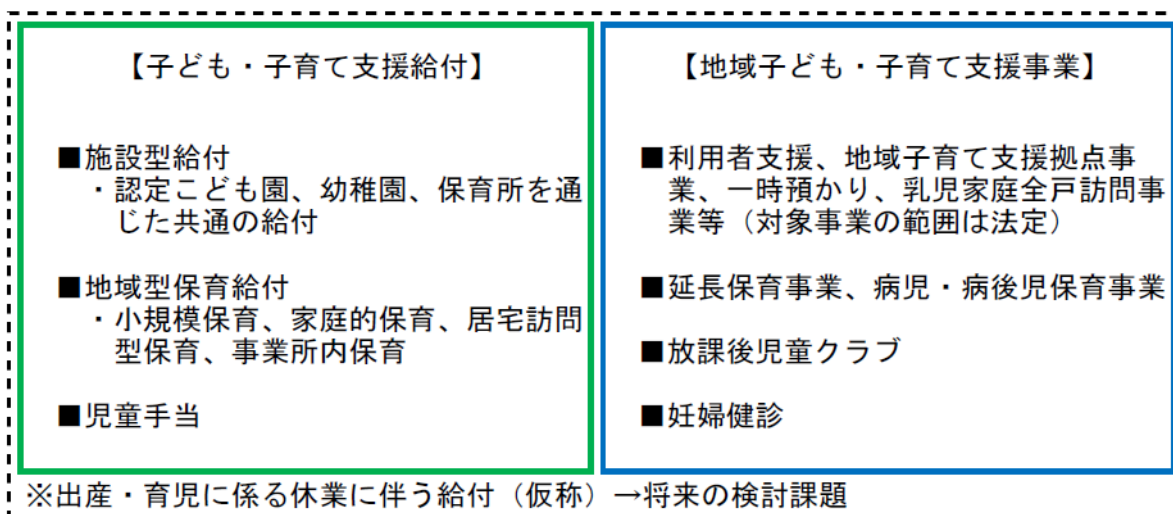
ア 3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

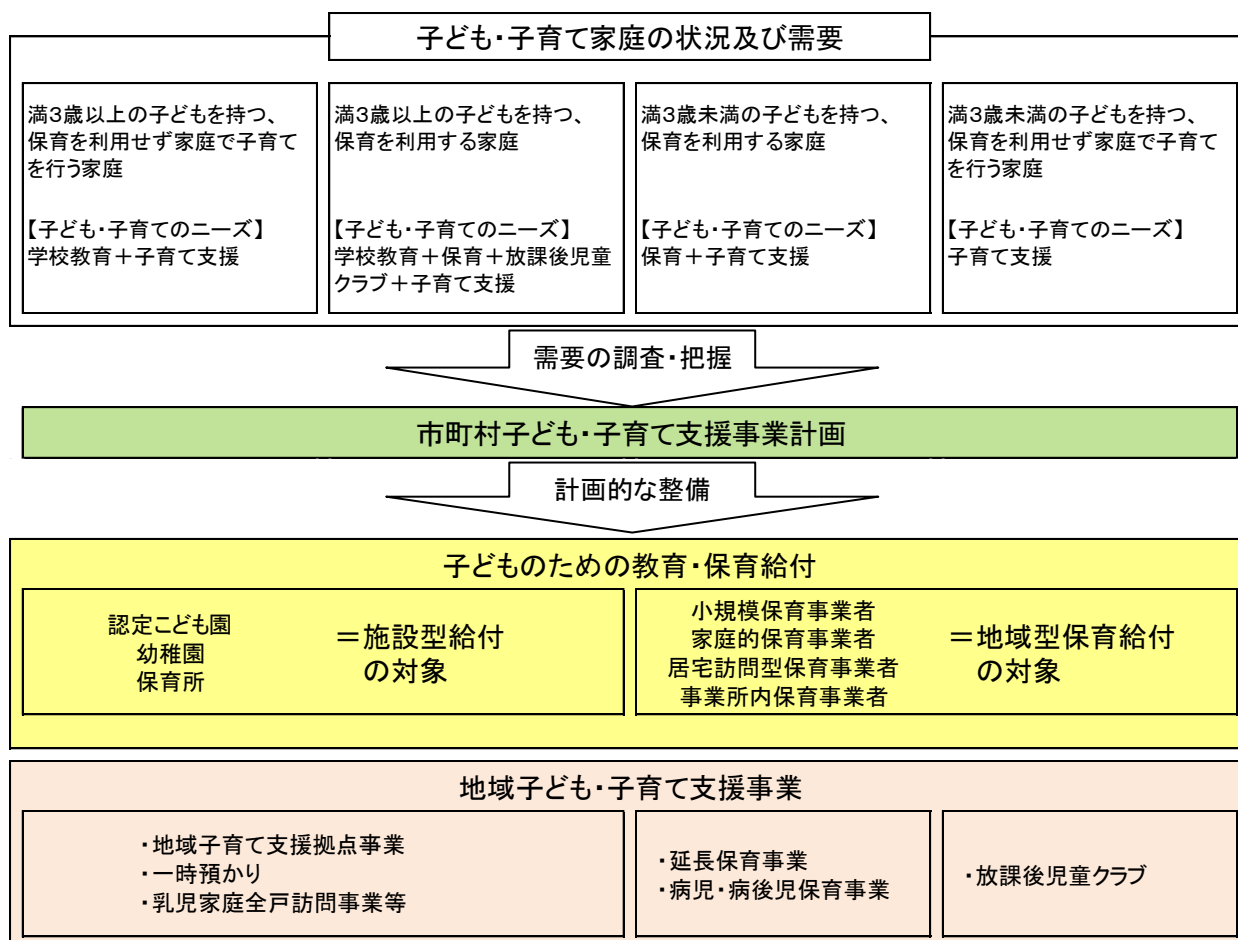
イ 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 基礎自治体である市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

— 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像 —



— 子ども・子育て支援の提供イメージ —



3 新制度施行に向けた府中市の対応

(1) 府中市子ども・子育て審議会の設置

子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「府中市子ども・子育て審議会」を設置します。（平成25年第2回市議会定例会にて可決）

当審議会では法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する調査審議を行うほか、府中市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項や当該施策の実施状況などについて調査審議します。

(2) 新制度に対応した子ども・子育て支援に関する計画の策定

現行の府中市次世代育成支援行動計画の後継となる計画として、法により市町村が策定義務を負う市町村子ども・子育て支援事業計画を柱とした子ども・子育て支援施策に関する計画（計画期間：平成27年度から平成31年度までの5か年）を平成25年度から平成26年度にかけて策定します。

(3) 府中市次世代育成支援行動計画及び本協議会に関する対応

現行の府中市次世代育成支援行動計画の期間が平成26年度までとなっていることから、新たな計画を策定後もその進捗状況の評価・点検を平成27年度まで継続して実施する必要があります。現在は本協議会が担っているこの所掌事務について、新たに設置する府中市子ども・子育て審議会の所掌事務として引き継ぐものとし、本協議会については本年度をもって廃止します。

(4) その他

その他条例等や実施体制の整備、関係機関への働きかけや市民への制度周知など、新制度の円滑な導入に向け準備を進めます。